

神戸藩の年貢政策と徴租法

——高宮村・河田村を事例にして——

藤谷 彰

はじめに

本稿は、神戸藩領下にあった鈴鹿郡の村落を事例にして、年貢の増減の動向と、その要因となる年貢の減免の多寡とその理由を明らかにし、神戸藩の年貢政策や徴租法の検証を試みる。

神戸藩は、慶長六（一六〇一）年に一柳直盛が神戸（現鈴鹿市）に入部し、一時幕府領となったが、慶安四（一六五一）年以降は石川氏が神戸に入部し、享保十七（一七三二）年までその支配が続いた。石川氏が常陸国下館（現茨城県筑西市）へ転封となり、そのあとに本多氏が河内国西代（現大阪府河内長野市）から一万石で入部した。本多氏は延享二（一七四五）年に五千石を増加され、一万五千石となり、幕末維新期までこの地域を支配することとなる。⁽¹⁾

貢租関係の研究は古くは藩政史研究の一環としての各藩の事例研究や、森杉夫氏らの研究⁽³⁾が見られる。森氏の研究は、畝引検見取法（検見取法）の一種で、検地で決定した上・中・下田など等級別石盛に基づいて年貢高を算出する徴租法⁽⁴⁾、それに基づき定免法（過去数年の平均年貢高にもとに年貢高を算出する徴租法）、有毛検見取法（検見取法）の一種で、稲の作柄の良否をもとにして年貢高を算出する徴租法⁽⁵⁾の転換を見たものである。近年では渡邊忠司氏が百姓成立という観点から貢租、

とりわけ徴租法に着目した研究⁽⁴⁾を行っている。

神戸藩の年貢研究は『鈴鹿市史』に見られ、河田村の年貢動向や徴租法を分析し、徴租法が検見取法であったことを記している⁽⁵⁾。しかし、その後は本多氏時代の武家史料の発掘や自治体史⁽⁶⁾での史料への言及はあるものの、亀山藩との相給村や転封による上方に残った飛び地などの徴租法の解明は勿論、森氏らの段階の研究との比較すらなされていない状況である。

そこで本稿では、近世中期以降の村落を事例にして、藩研究の一環として、本多氏時代の神戸藩の年貢動向や引高に着目して、神戸藩の年貢政策や徴租法を検証してみたい。

なお、本多氏支配時代の神戸藩の年貢政策を分析するにあたり、地方文書からの藩政策のアプローチを試みる。それは史料的な制約が大きく影響しているからである⁽⁸⁾。

第一章 高宮村の村柄と年貢動向

第一節 高宮村の概要

まずは、神戸藩と亀山藩の相給村落である高宮村（現鈴鹿市）を取り上げ比較検討してみる。高宮村は、安永四（一七七五）年時点では村高

表1 貞享4年高宮村耕地割合

地目	等級	面積	分米	石盛	地目割合	全体割合
田	上田	4.4.9.01	67.355	1.500	12.9	11.0
	上下田	2.1.9.18	30.744	1.400	5.9	5.0
	中田	17.2.3.29	224.116	1.300	42.8	36.7
	中下田	8.1.0.13	97.252	1.200	18.6	15.9
	下田	3.2.9.12	36.235	1.100	6.9	5.9
	下中田	2.4.6.11	24.634	1.000	4.7	4.0
	下々田	4.4.3.14	39.911	0.900	7.6	6.5
	野田	0.3.5.11	2.828	0.800	0.5	0.5
	田合計	42.5.7.19	523.075		100.0	85.7
畑	上畑	0.0.4.11	0.524	1.200	0.8	0.1
	上下畑	0.1.7.14	1.921	1.100	2.9	0.3
	中畑	0.7.9.15	7.950	1.000	12.1	1.3
	中下畑	0.0.3.17	0.321	0.900	0.5	0.1
	下畑	6.4.9.18	51.968	0.800	79.0	8.5
	下中畑	0.2.5.27	1.811	0.700	2.8	0.3
	下々畑	0.2.1.17	1.294	0.600	2.0	0.2
	畑合計	8.0.1.29	65.789		100.0	10.8
屋敷	屋敷	1.7.6.29	21.236	1.200	100.0	3.5
合計		52.3.6.17	610.100			

高宮文書341「田畑屋敷内平均帳 鈴鹿郡高宮村」による。



図1 高宮村村高利率

の石盛の上畑四畝余、分米五斗余から一斗下りの石盛で六斗代の下々畑二反余があった。屋敷として一石二斗代の石盛で一町余、分米二一石余があった。田は中田が、畑は下畑が中心であった。また、新田畑は貞享四年時点で面積一一町九反六畝四歩、石高九二石九斗八升九合、その後開発され、享保十九年時点では、面積一三町三反七畝一步、石高一七石五斗四升一合となっていた。⁽¹²⁾

そして、幕府領であった高宮村が神戸藩領となったのは、

七二七石六斗一合、その内訳は神戸藩領が本田五二七石一斗六升と新田一一七石五斗四升、亀山藩領が八二石九斗四升であった。高宮村は慶長六年から寛永十三(一六三六)年まで一柳氏の所領であったが、同年の一柳氏の転封に伴い幕府領となった。そのうち、本田五二七石余と新田の一部は幕府領、八二石余は坂下宿三一石七斗四升と亀山宿・関宿の一部五一石二斗との交換で亀山藩領となった。⁽⁹⁾ 貞享四(一六八七)年、幕府領では四日市代官鈴木八右衛門による検地が行われ、田畑面積五二町三反六畝一七歩、石高六一〇石一斗が検出されている。⁽¹⁰⁾ 内訳は表1のように一石五斗代石盛の上田四町余、分米六七石余、以下一斗下りの石盛で上下田から八斗代の野田までの田があった。また、畑方は一石二斗代

延享二(一七四五)年と想定される。享保十七(一七三二)年の神戸藩に下付された領知目録⁽¹³⁾には高宮村の記載がなく、延享二年の五千石加増の領知目録⁽¹⁴⁾には高宮村の村名がある。文化十(一八一三)年の庄野宿助郷の訴訟にあたり作成された史料には、高宮村は当時家数一一六軒、潰百姓七七軒、仮成百姓三四軒、寺社五軒、人数は五三〇人、その内訳は男二四三人、女二七二人、寺社男女一五人とある。また、男人数の内訳は助馬持三人、助人足勤方二〇人、老人・子供一四一人、病身・奉公人七九人と記されている。さらに拝借金が八〇両、ほか借金が三一〇両(小前未進の貸金)ともあって、⁽¹⁵⁾ 誇張は否めないが、困窮村落であった可能性がある。

一方、八二石余は前述したように、寛永十三（一六三六）年に幕府領坂下宿と亀山宿・関宿の一部との交換で亀山藩領となった。元禄期頃には六町七反歩が亀山藩領で、田が六九石九斗四升、畑が一三石の田方勝ちとなっている。家数一四軒、人数六九人、牛馬数一三疋、平均の年貢高は石川氏時代が四五石余、板倉氏時代が四八石余で若干増加している。⁽¹⁶⁾

第二節 神戸藩領高宮村の年貢動向

まず、年貢の動向（図1）をみるために、神戸藩領高宮村の安永四（一七七五）年の年貢割付状⁽¹⁷⁾を提示する。

〔史料一〕

〔端裏書〕
「安永四未年」

未年免相之事

一高五百式拾七石壹斗六升

内

六石三斗四升五合

前々堤鋪溝鋪往還道成引

四拾三石式斗八升式合

前々川欠川成山崩石砂入堀所引

式斗六升

延享三寅年砂入砂寄引

壹石三斗式升

辰年洪水川成引

七石四斗五升五合

安永二巳年洪水川欠堀所引

壹石壹升八合

明和八卯年砂入辰年方午年迄十五ヶ年季引

三斗五升三合

明和八卯年砂入辰年方丑年迄十ヶ年季引

三斗三升

明和八卯年砂入辰年方戌年迄七ヶ年季引

式斗式升五合

明和八卯年砂入辰年方酉年迄六ヶ年季引

式石七斗九升六合

安永二巳年砂入午年方卯年迄十ヶ年季引

三斗壹升六合

安永二巳年砂入午年方寅年迄九ヶ年季引

拾五石壹斗八升五合

安永二巳年砂入午年方丑年迄八ヶ年季引

八石九斗五升

安永二巳年砂入午年方子年迄七ヶ年季引

式拾三石七斗五升壹合

安永二巳年砂入午年方戌年迄六ヶ年季引

三拾八石九斗七升七合

安永二巳年砂入午年方戌年迄五ヶ年季引

拾三石九斗七升三合

安永二巳年砂入午年方酉年迄四ヶ年季引

式拾八石五斗四升九合

安永二巳年砂入午年方申年迄三ヶ年季引

式拾五石五斗五升壹合

安永二巳年砂入午年方未年迄二ヶ年季引

壹石三斗六升四合

安永三年年砂入未年方午年迄十二ヶ年季引

拾石式斗三升五合

安永三年年砂入午年方申年迄二ヶ年季引

五石式斗五升三合

当未年砂入当毛引

小以式百三拾五石四斗八升八合

残高式百九拾壹石六斗七升式合

此取米百三拾七石八升五合八勺

免四ツ七分

一高百拾七石五斗四升三合

同所新田畑

内四石五斗五升六合

前々川成砂入引

残高百拾式石九斗八升五合

此取米四拾四石六升四合壹勺

免三ツ九分

外小物成之分

高六石五斗式升五合

下川原起返

此下々田七反式畝十五歩

安永二巳年洪水川成引

高六石

新畑年貢宝曆八寅年方納

此下々畑壹町

此取米九斗

免壹ツ五分

銀百拾四匁九分四厘五毛

新改山年貢

取米合百八拾式石四升九合九勺

外二口米可納之

右者当立毛見立を以免相如斯相究候間、小百姓等迄無高下令割符、来ル極月廿日已前急度可皆済者也

庄屋
惣百姓

この年貢割付状には、引高が詳細に記されており、特に明和人（一七七二）年、安永二（一七七三）年、三年の災害による引高が注目される。高宮村は鈴鹿川に近く、川の氾濫によりたびたび洪水が発生し、被害が出たようである。年貢は本田・新田に課され「見立を以免相」とあるように「検見」実施後に年貢高を決定していた。検見取法は作柄を考慮する仕法であるため、毎年の租率・年貢高（取米合）が異なっている。ただ、本田租率は四〇％後半で推移しており、引高の変動によって年貢高に差が生じていた。引高が多くなれば、租率はほぼ一定であるので年貢高は減少し、引高が少なくなれば、年貢高は増加した。

この安永四年の年貢割付状では、年貢高が一八二石余、村高比三四・五％となっているが、この年は安永二年の水害による引高増大の影響が残っており、そこからの回復に取りかかる時期であった。なお、安永九年には二四五石余、村高比四六・六％まで上昇している。天明六（一七八六）年には五年の災害の影響もあり一五四石余まで減少している。その後回復を遂げようとした矢先、寛政三（一七九一）年にはこの地域を襲った風水害により再び年貢高が一七一石余、村高比三二・五％まで落ち込む。翌寛政四年以降は、やや変動はあるものの二五〇石前後まで回復する。そして、享和二（一八〇二）年の災害による落ち込み、回復、減少（文化十三（一八一六）年）を経て、文政期前半以降安政期前半まで比較的安定期を迎える（ただし天保七（一八三六）年を除く）。その後、減少傾向が続き（慶応三（一八六七）年、明治四（一八七一）年を除く）明治維新を迎える。¹⁸⁾

また年貢高を通覧してみると、一五〇〜二六〇石台で推移している。

藩が意図した年貢高は高宮村の最高年貢高に近い二五〇〜六〇石と思われるが、実際には大きな災害による引高があったために、年貢高が落ち込み、その都度回復を試みている。ただ、幕末期には災害だけでなくその他の要因も加わり、全体的に年貢高が落ち込んでいる。この傾向は後述する通り、徴租法が検見取法であったことが要因だったと考えられる。

第三節 亀山藩領高宮村との比較

高宮村の亀山藩領に発給された安永四（一七七五）年の年貢割付状を次に提示しよう。¹⁹⁾

〔史料二〕

未年免相定之事

鈴鹿郡

高宮村

一 高人拾式石九斗四升
内

高式石壹斗式升七合

庄野町助馬五分分引

高式石

庄屋々敷引

引高^レ四石壹斗式升七合

残高七拾八石八斗壹升三合

毛付

此取米三拾七石四升式合
免四ツ七分

外口米可納

右者当未年定免取ケ如斯候間、小百姓等迄無高下致割符、来ル霜月限急度可皆済者也

安永四乙未年十月廿八日

多田猪右衛門[㊦]

馬場彦太夫[㊦]

新 武助[㊦]

神戸藩領のものと比較すると非常に簡素化されている。基本的な項目や書式は亀山藩石川氏が発給した他村の年貢割付状と変わらず、亀山藩が発給した様式に従って作成されている。⁽²⁰⁾

村高から引高として庄野宿助馬にかかる経費と庄屋屋敷分が差し引かれた残高（毛付）に、四七%の租率が課され、年貢高は三七石四升二合となった。このほか口米が課された。この年貢は「定免」⁽²¹⁾での徴収であり、納入期限が十一月中とある。

これらの年貢割付状から亀山藩領高宮村の年貢動向を確認すると、神戸藩領高宮村とは異なり、請免法（定免法）が施行されていることもあり、定率化の傾向で安定している。亀山藩では延享期以降に藩領全体に請免法を実施していた。安永期から寛政期前半まで大幅な高下はあるが、徐々に年貢高が増加し、その後は三八、九石前後で推移する。そして幕末期にやや変動が起こる。大きく年貢高が低下した年は、天明三（一七八三）年の三五石余、七年の三四石余、慶応三（一八六七）年の三六石余に見られるが、その年も定免での賦課がなされている。亀山藩領高宮村は、元々は他村の石高に組み入れられていた「越高」となっていたもので、神戸藩領とは立地条件が異なり、水害等の影響を受けなかったものと考えられる。

また本途物成の租率と引高が目される。租率は、神戸藩領と亀山藩領で類似している。領主が異なるとはいえ、同じ村落である以上、極端に租率に差をつけることは、支配をむずかしくすることになり、このような措置を取った可能性がある。⁽²²⁾ 租率に関しては、神戸藩領高宮村と類似傾向にあり、それは同一地域であり、地域特質を優先して設定されたものであり、藩政策と地域の意向の両様の特質が垣間見られる。⁽²³⁾ 引高は、

通常は「庄野町助馬五分引」「庄屋々敷引」だけであり、災害年のみにそれに見合った引高が見られた。

第四節 神戸藩領河田村の年貢動向

神戸藩領内での比較を試みるべく、河田村（現鈴鹿市）の年貢動向について確認しておく。⁽²⁴⁾ 神戸城下の北西に位置する河田村には、断片的ながら明和七（一七七〇）年から文久元（一八六一）年にかけての年貢割付状が一〇通残されている。

年貢割付状の様式や記載項目などは、前述した神戸藩領高宮村の年貢割付状に類似している。明和七年十一月に河田村に発給された年貢割付状によると、村高五五石七斗八升五合から「年々萬永引」三石六斗一升五合と「乙卯起返古檢中田下田ニ成盛合引」二斗一升六合の合計三石八斗三升一合の引高を差し引いた五四石九斗五升四合に年貢が課された。その租率は五五%であり、年貢高は三〇一石九斗二升四合七勺であった。この分が本途物成であり、このほかに八石二斗七升の「新畑」に、貞享元（一六八四）年から二五%、さらに一〇石四斗一升三合の「新畑」に、元禄六（一六九三）年から二五%の年貢が課された。本途物成と二つの新畑の合計年貢高は三〇六石五斗九升五合五勺となった。この額は村高の五五・五%となる。そのほかに「口米」も課されている。そして、「当立毛見立を以」と、検見取によってこれらの年貢が徴収された。その納期は十二月二十日以前となっている。

河田村の天明三年年貢割付状では、安永二（一七七三）年、天明二年、三年の災害による引高が記され、年貢賦課基準となる残高（毛付高）は四七七石五斗八升六合五勺で、これに五五・三四%の租率が課され、さらに口米が付加されたため、年貢高合計は二六七石八斗二升一合、村高の四八・四%となる。この年も検見取による年貢徴収が行われている。

河田村の年貢動向は、文久元（一八六一）年の三一・二石余が最高で、最低は文化元（一八〇四）年の二・一二石余であり、年貢高はこの間で推移し概ね三〇〇石、租率五二%ほどであった。

神戸藩の場合、本田は検見取法による年貢徴収を行っていることから、毎年の作柄に変動があり、引高の増減が影響するため、年貢高は大きく振幅を繰り返す。一方で、新田については、定免法が採用されているために租率は固定化され、それに伴い年貢高も変動しない。

第二章 引高と災害

第一節 恒常的な引高の形成

引高について、高宮村の安永四（一七七五）年と慶応三（一八六七）年の引高を比較し変遷を考察することで、その固定化の傾向を確認する。²⁶⁾ 恒常的な引高は大きくは「前々堤敷溝敷往還道成引」の敷地引と災害が起点となつて定着した引高に分けられる。「前々堤敷溝敷往還道成引」は六石三斗四升五合であり、災害が起点となつた引高は「前々川欠川成山崩石砂入堀所引」四三石二斗八升二合、「延享三寅年砂入砂寄引」二斗六升、「辰年洪水川成引」一石三斗二升、「安永二巳年洪水川欠堀所引」七石四斗五升五合で、合計五八石六斗六升二合、この五つの引高は慶応三年段階でも見られる。

さらに、「安永二巳年同八亥年荒所当引」「安永二巳年方年々砂入砂寄敷地当引」の引高もあるが、これは徐々に変動しつつも恒常化していく。前者の「安永二巳年同八亥年荒所当引」は、天明四年以降「安永二巳年同八亥年荒所当引」として三石一斗一升一合七勺が引高となつた。

後者の「安永二巳年方年々砂入砂寄敷地当引」は、安永八年には「安永二巳年砂入砂寄鋪地当引」となり一石五斗二升一合が引高であったが、

九年に一石八斗五升九合、天明元（一七八一）年には「安永二巳年同七戌年砂入砂寄鋪地当引」として三石四斗三升二合となる。ところが、二年には四石三斗四升二合、四年には四石六斗四升九合七勺と徐々に増加する。五年からは「安永二巳年方年々砂入砂寄敷地当引」となり、その引高は五石一斗一升七合七勺、さらにそれ以降引高が統合され変動する。結果的に、寛政三（一七九一）年から享和元（一八〇一）年には七石一斗七升四合四勺、享和二年には起返（荒廢地の復旧）があつたため六石六斗六升九合四勺となつた。享和三年にはさらなる起返があつたため五石三斗五升六合四勺となつたが、以降はそのまま定着し幕末維新期を迎える。

そのほか、享和二年、文化十二（一八一五）年、文政五（一八二二）年、弘化二（一八四五）年、嘉永二（一八四九）年の洪水等が原因で荒所となつた場所が、起返を行いながらもすべてを復旧することができず、幕末維新期まで定着化して恒常的な引高となる。

このように恒常的な引高は災害を起点として起返等の回復措置が行われるが、それを上回るような規模の災害の場合は、荒地として耕作放棄され、結果的に恒常的な引高となつたのである。²⁷⁾

第二節 臨時的な引高

高宮村の引高を検討してみると、固定化の傾向が見える一方で、年季引と起返等による臨時の変化も確認でき、中には引高が減少するケースも見られる。一定の期間を区切って引高を行う年季引としては、明和八（一七七二）年の砂入が要因の年季引が見られ、「明和八卯年砂入辰年方年季引」とある。²⁸⁾ その年季は十五年、そのほか十年、七年、六年季で、この期間引高は固定されている。安永二（一七七三）年砂入による引高は「安永二巳年砂入午年方卯年迄十ケ年季引」の十年、その

ほか九、八、七、六、五、四、三、二年の引高があった。安永七年、八年、天明二（一七八二）年の引高も砂入が要因の年季引であるが、中でも天明二年は十三年季を最高に、十、八、七、六、五、四、三、二年季の引高が設定されていた。以下、享和二年、文化十二年、天保三（一八三二）年、六年、八年、十年、四年、嘉永二年、安政二（一八五五）年、四年の災害による引高は、二・三・五・十年季であったが、その多くは二〜五年季で、しかも起返により引高を減少させた上で引高を設定しているケースも見られる。

次に起返などにより耕作地が回復していった場合は、引高が徐々に減少する。天明七、八年の「天明七末年同八申年砂入年季引」は、当初一〇六石三斗九合であったが、翌二年には九七石六斗八合、三年は六二石九斗二升というように引高が減少し、寛政十一（一七九九）年には二石二斗二合まで減少している。そのほかに天保四年、六年の用捨引も同様の傾向が見られる。

しかし、享和二年は六月の暴風雨による鈴鹿川堤防決壊があり、それが「一五三石八斗九升六合六勺」の畝引高につながった⁽²⁸⁾。また、天保七年は天候不順が続き、四月には隣国の尾張国や美濃国で大水による堤決壊が起こった。その年の五、六月は伊勢国でも雨が多く、七月七、八日には「大東風大雨にて、高岡川筋十宮村北にて堤切込、此辺（中箕田村・筆者引用）迄水少々増・中戸・池田・北長太辺ハ田地一面白ク見ユ⁽³⁰⁾」と、高岡川の氾濫による堤切れがあった。八月には大風雨で高岡川の出水があり、風により綿作・田作にも被害が出た。九月には「冷気早、田作実入悪敷」、十月には「十月晩稲取入ニ成りたる所、早稲中稲方大二悪敷、世中米追々高く」と、飢饉の不作による米価高が問題となっていた。高宮村も地形的にはこの地域に近く、気候条件などが類似するために、同年には一三二石余の晩稲方畝引、四四石余の早稲方畝引、九石余の畑方

畝引が見られ⁽³¹⁾、その影響を被っていた。

このように、臨時的な引高は、年季引でその間は固定化され最終的に消滅するものと、引高が徐々に減少していくものとが見られる。引高の傾向は、大災害が恒常的な引高につながるものも見られるが、必ずしもそれが恒常的な引高になるとは限らず、むしろ、小規模な災害が年季引となつて年季終了後に消滅するものがある⁽³²⁾。

また、年貢割付状に記載されている引高の多くは、水害や冷害・旱魃による自然災害であった⁽³³⁾。特に高宮村は鈴鹿川沿岸に位置する村落であり、水害が引高増加を引き起こし、ひいては年貢高減少につながつたと考えられる。

第三章 藩政策と徴租法

第一節 郷中法令

神戸藩はどのような指示のもと、このような年貢徴収を行っていたのだろうか。郷中に発布された安永四（一七七五）年の触の中から関係する条目を抽出する。

〔史料三〕⁽³⁴⁾

一、毛見出郷之節、御代官方為読聞候御条目

（一条中略）

一、御年貢米無滞相納、早速通二付庄屋・年寄・組頭共可改之、

右中札二何之年何村・米主誰・升取誰与相認、俵へ入可申事

（二条中略）

一、御蔵出入之義弥入念万々一如何様之義出来候共、村中引請

勘定仕立、多少ニ不限不足を償 御上へ聊御苦勞懸ケ申間鋪

事

(二条中略)

右之通ニ候間、急度相心得間違無之様可相守之、若相背候もの
有之候ハ、小百姓たりとも早速大庄屋共迄可申出候、聞捨見捨
置候者本人同然急度可相答者也

安永四末年

神戸藩は安永四(一七七五)年に毛見の際の代官からの読み聞かせの
条目を発布した。ここからは年貢徴収にあたっては代官を中心に「検見」
を行っていたこと、村請の確認をしていたこと、大庄屋を窓口としてい
たことなどがわかる。高宮村や河田村に発給された神戸藩の年貢割付状
には毎年「見立を以免相」と、検見を実施した上での年貢徴収を行って
いたことや、毎年の引高や年貢高が異なることから検見が実施されて
いたことが確認される。

第二節 検見の実施

また、検見についても、文化四(一八〇七)年九月の神戸藩領日永村
(現四日市市)の「諸事記」⁽³⁵⁾に村側からの願書があり、そのやりとりが
わかる。

〔史料四〕

乍恐奉願口上書

一、当村早稲方町数拾町程も植付御座候内、凡七町程者水押場所ニ
而御座候、然ル処当年植付比方雨天続水「」ニ而苗腐等多、
土用前迄植添等仕候、其上土用中も雨天続、旁以弥生立悪敷御座
候上、当八月朔日六日両度之大風ニ而、穂先吹切り殊実入悪敷、
旁以御年貢上納難相勤候ニ付、乍恐早稲方之御畝引奉願上候、早
稲方者九月九日比ヨリ刈向ニ御座候得者、節句前ニ御入込御見分
被為成下候様奉願上候、当村之義者借金高借難渋ニ付、御時節柄

御用捨被下置御座候事故、大体之年柄ニ御座候へは御畝引不奉願
上、一同存心ニ御座候へ共前段奉申上候仕合、至而難毛御上納難
相勤ニ付、恐茂不顧不得止事御畝引奉願上候、何卒御憐愍ヲ以願
之通御聞濟被為下、近日之内得与帳面相認メ奉差上候間、御入込
御見分之上厚御用捨被為下候様偏奉願上候、以上

卯九月

日永村年寄見習

忠左衛門

年寄

甚兵衛

同

七平

庄屋見習

藤吉

庄屋

茂右衛門

同

藤右衛門

全体を意識すると「日永村は、田植えの頃に雨天となり苗腐りが発生
し、土用前まで植付がかかった。その上に土用の頃にも雨天が続いたの
で生育が悪く、八月には大風があり穂先が吹き切れ実入れが悪くなった。
年貢上納に差し支えるため早稲方の畝引検見をお願いしたい。早稲を九
月九日頃に刈り始めるため、その前に見分をしてもらうようお願いした
い。日永村は多くの借金を抱え、通常年ならばこのような畝引はお願い
しないが、「難毛」のために恐れも願みず畝引検見をお願いしたい。検
見の上で御用捨もお願いしたい」というような内容である。やや誇張表
現にも見えるが、検見の上での引高の免除を願っているのである。

その願いと呼応してか、検見が十月に実施されることとなった。

〔史料五〕⁽³⁶⁾

其村々田方畝引為見分、明後三日より 御代官・大庄屋・手代中罷越候間、迎人足九人可被差越候、一、^(マ)各弁当持参致候間、中飯用立等無用之事

右之通可被相心得候、以上

十月朔日

大庄屋

矢田部 高岡 日永 河田 山辺 上田 高宮 地子町 寺家

矢橋 柳村

右村々御役人中

とあり、検見が代官・大庄屋・手代により十月頃に実施されたことがわかる。この検見は代官・大庄屋・手代が参加する藩の検見であり、「田方畝引為見分」とあるように、「畝引検見」が実施された。この畝引検見や徴租法については、次節で検討する。

そして、この検見終了後に年貢納入が始まる。十月十八日に八か村の「初納」が開始され、納入と同時に払米も命令された。⁽³⁷⁾十一月に入り、年貢割付状下付が行われるので、庄屋は大庄屋会所に出向いた。

〔史料六〕⁽³⁸⁾

明後十三日御免状御渡シ被成候間、正四ツ時会所揃ニ可被罷出候、延刻無之様存候、以上

十一月十一日

大庄屋

矢田部村 高岡村 日永村役人中

「諸事記」(史料四〇六)からは、神戸藩の年貢徴収は、不作が見込まれる場合、九月に村落側から藩へ検見等の願書を提出し、十月に代官・大庄屋・手代による検見が行われ、年貢上納が開始され、十一月には年貢割付状が下付されたことがわかる。このような一連の流れが神戸藩の

年貢割付・上納方法であった。この一連の流れは、他藩⁽³⁹⁾と比較して大きくは変わらない。

第三節 神戸藩の徴租法令

(1) 畝引検見取法

前節で、神戸藩では畝引検見が実施されていたことを紹介した。この節では畝引検見と徴租法の関連について検討する。

畝引検見について「地方凡例録」⁽⁴⁰⁾には次のようにある。

〔史料七〕

畝引検見は古法にて、田方上中下とも村々根取米の極りあり、仮令
バ上田は老反に取米七斗五升、中ハ六斗五升、下は五斗など、右に
記す、石盛に幾箇取として、老反歩より納る取米の定りありて、之
を根取と云、右上田の根取米七斗五升に、五合摺五公五民の法四を
掛けて、粃に直し三石と成る。老反の坪数三百歩にて割れば、老歩の
粃老升に当る、中田は八合六勺六才六、下田は六合六勺六才六、是
根取の当り合なり、右の粃丈あれば検見不足なき処、損毛にて老歩
に粃平均八合あり、上田の根取に式合不足し、中下とも夫々検見歩
疇りいたし、何れも不足なれば、総勘定にて取米何拾何石の不足に
成に付、右不足粃丈を反別に直し、親反別の内より検見引と記し
て之を引、残り反別に根取米の反当りを掛けて、取米を仕出す、之を
畝引検見、又ハ反取検見と唱ふ(下略)

畝引検見は古法で、検地で確定した上中下田などから坪刈りを行う。
上田の場合、一反(三〇〇歩)の石盛は一石五斗であるので、五公五民
とすれば、その取米は七斗五升となり、この一反歩より納める取米を
「根取米」といった。上田の根取米七斗五升に、五合摺・五公五民の法
則を用いて四を乗じて粃に直すと三石となる。これを一反の坪数三〇〇

歩で割ると、一步(坪)の粃一升が算出される。これを「当り合」という。当り合が一升であるならば、不足はないが、損毛で一步に粃平均八合であったならば、二合不足することになる。この不足粃を反別に直し、元の反別から検見引として差引する。「地方凡例録」に記された畝引検見の方法は、以上の通りである。

このように、坪刈から得られた平均粃量が、石盛から算出された粃量(当り合)よりも少なかった場合、その不足分を上田の総反別に乗じて上田分の引高を確定するのである。同様の方法で、中田・下田も引高を算出する。つまり、この検見取法は、上中下田などの等級に制約される古い方法である。

また、「畝引検見」は古法とされ、その理由は次のように記される。

〔史料八〕⁽⁴¹⁾

方今と後世とには、地の変ずることありて土地の位も違ふに付、其田毎に其年出来たるほどの米を取る方、尤も異なるべしとして、中古より有毛検見と云こと始り、上中下の差別なく根取を廢し、其田に実のりたる丈けの年貢を取る仕方始り、享保以来料所分ハ残らず有毛取に成て畝引検見ハなし、今も私領方にてハ、上方・中国・関東とも畝引検見もあり(下略)

田の収量が検地時と時間を経ているために、地質は変化して収量も変わっているので、石盛に制約を受ける畝引検見では本来の年貢徴収がでないといわれる。この変化に対応するために上中下の等級に制約されず、実際に作柄に見合った徴収の方法ができる「有毛検見」が中古より始まったとある。中古とは享保期頃であり、幕府領では「有毛検見」になったが、私領では「上方・中国・関東とも畝引検見もあり」と、「畝引検見」が継続しているところもあるとしている。神戸藩は、元々上方の河内国西代(現大阪府河内長野市)を含む地域を領有しており、それを伊勢国

に適用した可能性がある。⁽⁴²⁾

(2) 膳所藩・西代藩の徴租法

この点について、本多氏が神戸藩へ転封する前の膳所藩・西代藩時代の徴租法を確認しておく。河内国の西代を含む地域は、慶安四(一六五一)年に本多家支配の膳所藩の飛び地となる。この年以降の年貢割付状が断片的であるため不詳な部分はあるが、検見取法を主体としつつも定免法も導入されていたようである。⁽⁴³⁾延宝七(一六七九)年、本多忠恒が膳所藩から一万石を分封され、西代藩が成立する。⁽⁴⁴⁾延宝七年段階では、本田新田ともに「定免」とあり、以降定免が続く。⁽⁴⁵⁾そして、享保十七年本多氏は神戸へ転封となるも引き続き本多氏の支配地となった長野村では、その年、検見引による年貢控除があり、検見取法が実施されたことがわかる。⁽⁴⁶⁾享保十九年の「諸事留日記」⁽⁴⁷⁾には、

〔史料九〕

乍恐御願申上候

一此度郷中村々相談之上、御定免ヲ御願申上候処、長野村之義者近年之間御高免ニ相成り、下々御百姓難義仕候、然上者御定免之義、当様共御慈悲之御了簡ニ而下免茂被為 仰付下候ハ、末々御百姓茂相続可仕様ニ奉願候、

八月日

庄屋

年寄

御奉行様

とあり、定免を願ひ出ているが、長野村の場合は近年高免であるので、定免の場合は下免をお願いしたいとある。この年以前は定免法ではなく検見取法が実施されていたことがここからもわかる。

また、天保末年と考えられる「大庄屋手扣」⁽⁴⁸⁾に、「五合摺五分取ニ而河州御領分村々当り合仕立」の項目がある。そこには、

〔史料一〇〕

五合摺五分取の当り合ハ、石盛ニ取を懸ケ、七五ニ而除、則耆坪都合を得ル五公五民の仕出なり（中略）検見之セつ立毛を同様ニ而何分毛と見積り、分書ニ満チ申ハ芻毛ニいたし、分書以下の毛上を畝引を致ス算法と同様、分書之内立毛の有分を引、残る分を又朱書の分ニ而割、何割何分といふことを算し、右を法として取米ニ乗しし程の引米と出る也（下略）

と、前述したような石盛・当り合などを考慮した畝引検見による引高の算法が記され、続けてこの計算法を飛び地である鬼住村（現大阪府河内長野市）に適用して引高を算出している。河内国の飛び地では畝引検見による年貢徴収が行われていたために、このような手扣が大庄屋の手扣として用いられたのであろう。

膳所藩や西代藩では、「地方凡例録」に「私領方にてハ、上方・中国・関東とも畝引検見もあり」とあるように、検見の際には畝引検見取法が実施されていたと思われる。また、西代藩の史料からは定免法も導入されていたことがえる。河内国飛び地での仕法が神戸藩伊勢国の村々にも影響していた可能性を指摘しつつ、ここでは、神戸藩では畝引検見を毎年実施して、年貢割付・上納をさせたことを押さえておきたい。

おわりに

神戸藩領下の村落を事例に、年貢動向、引高に着目して徴租法を検討してきた。神戸藩の年貢徴収は、年貢高や租率が常に変動し、振幅を繰り返す傾向が見られる。それは、神戸藩では「畝引検見取法」が採用されていたために、年々の作柄に見合った形で引高が増減し、それが年貢高や租率に影響を与えていたからであった。

畝引検見取法は、上中下などの等級に制約された徴租法で、古法といわれており、私領では上方・中国・関東で実施されていた。神戸藩本多氏の河内国飛び地ではそれが実施されていたことから、その影響があった可能性がある。この検見により決定された引高は、大水害などの自然災害を起点に起返などの復旧作業が不可能な場合は恒常的な引高となった。また、小規模の災害の場合は、復旧作業が年々行われ、並行して期間を決めた年季引や年々の引高の減額を行い対応した。

三重県域に所在し神戸藩に隣接する津藩・亀山藩・幕府領では、近世中期以降定免法を導入したが、神戸藩は幕末維新期まで畝引検見取法を実施し年貢徴収していた。しかも、この神戸藩の検見取法は、田畑の等級に制約される畝引検見取法で、土地からの収量が変化し等級と実態の乖離がある中で実施されたのであり、毎年の作柄の善悪に影響されるために上納高は安定せず、藩は意図するような徴収ができなかったものと考えられる。

藩の財政収入の点からは安定した年貢徴租法である定免法の採用が有効であるが、それを実施していない。藩の意図よりも村落側の意向を尊重した形となる。小藩で目配りができることもあろうが、権力基盤の脆弱性も想定される。この徴租法をなぜ維持していたのかは、飛び地との関連も含めて今後の課題としたい。⁽⁴⁹⁾

【註】

(1) 「神戸藩章解説」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)、『鈴鹿市史』第二卷(一九八三年)。

(2) 一九六〇年代から八〇年代にかけて藩政史研究が盛んで、その成果をまとめた書籍が刊行された。藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究』(吉川弘文館、一九六三年)、谷口澄夫『岡山藩政史の研究』

(2) 塙書房、一九六四年)、藤野保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八一年)、『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)などであり、そこには年貢徴収に関する項目が見られ、年貢徴収が重要な藩政策であったことが読み取れる。

(3) 森杉夫「近世徴租法の転換―畝引検見取法から有毛検見取法へ―」(『大阪府立大学紀要』第12巻、一九六四年)、同『近世徴租法と農民生活』柏書房、一九九三年)、田中誠二「岡山藩徴租法の研究」(『近世の検地と年貢』塙書房、一九九六年)、水本邦彦「近世土免制の研究」(『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年)など一連の研究がある。

(4) 渡邊忠司『近世社会と百姓成立―構造的論的研究―』(佛敎大学、二〇〇七年)、同『近世徴租法成立史の研究』(清文堂出版、二〇二〇年)、同『近世徴租法と年貢収取』(清文堂出版、二〇二一年)。

(5) 註(1)前掲『鈴鹿市史』第二巻。この記述は、神戸藩を研究していた仲見秀雄氏が執筆したものである。

(6) 本多氏の家臣であった松野家や武井家に文書が残されている。このうち松野家文書は『松野家文庫解題目録』(鈴鹿市教育委員会、一九九七年)として目録が刊行され、武井家文書の一部は『鈴鹿市史』第五巻史料編(一九八六年)や『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)に翻刻掲載されている。

(7) 鈴鹿市所蔵高宮村文書(加佐登)(以下、高宮(番号)「〇〇」とする。)を利用する。この史料群は総点数四一〇点。近世期のものには、本稿で利用する年貢割付状のほか、送り一札、請込一札、検地帳、高反別帳、名寄帳、願書、助郷差村帳、荒地取調帳などがある。

(8) 神戸藩の本多氏に関する藩関係資料や家臣関係史料の一部は、追

手門学院大学や鈴鹿市などに所蔵されているが、非常に限られている。また、地方文書も本稿で用いる「高宮村文書(加佐登)」などが知られるが、これについても極めて少ない現状である。なお、これらの史料の一部は、『三重県史』『鈴鹿市史』などの自治体史に翻刻掲載されている。

(9) 『近世亀山藩大庄屋記録九々五集』(亀山市教育委員会、一九八六年)三九五〜三九六頁。

(10) 高宮三四一「田畑屋敷内平均帳 鈴鹿郡高宮村」は、貞享四年の四日市代官鈴木八右衛門による検地帳の改訂版で、正徳四年に作成されたものである。

(11) 高宮三四〇「貞享四年勢州鈴鹿郡高宮村新田畑検地帳」。

(12) 高宮三四三「享保十九年高反別永荒書上帳 勢州鈴鹿郡高宮村」。

(13) 「享保十九年幕府領知目録」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)。

(14) 「延享三年幕府領知目録」(同右)。

(15) 高宮七四「弘化三年乍恐以書付奉願上候(庄野宿助郷勤め三分二免除嘆願書)」。

(16) 註(9)三九六頁。

(17) 高宮一「安永四年未年免相之事」。

(18) 高宮文書各年年貢割付状による。

(19) 高宮一〇二「安永四年未年免相定之事」。

(20) 石川氏時代に亀山藩領であった南若松村、貝家村、下大久保村などの年貢割付状と様式は同じである(拙稿「亀山藩の年貢に関する一考察―年貢の推移と徴収仕法について―」(『四日市市史研究』第一号、一九九八年)。

(21) 亀山藩領の他村でも、安永四年には定免法が実施されており、亀

山藩領高宮村の場合も藩の政策として定免法が採用されていたと考えられる。なお、亀山藩の場合、延享二、三年頃から定免法が実施されている（同右拙稿参照）。

- (22) 拙稿「紀州藩と久居藩に分かれた村むら」（『河芸町史』本文編、二〇〇一年）で紀州藩と久居藩の相給村落高佐村を分析したが、この場合の租率は紀州藩では五一〜五四%、久居藩では五二〜五三%とほとんど差異がないことを明らかにした。そのほか同じ紀州藩と久居藩支配の相給村落浜田村・越知村についてもほぼ同率であった。
- (23) このような藩政策と地域の意向が見られることを、亀山藩と鳥羽藩の交換転封の事例で検証した（拙稿「転封時における年貢割付状の変容―大給松平氏、板倉氏の転封を事例に―」『Mie history』vol.11、三重歴史文化研究会、二〇〇〇年）。

- (24) 『鈴鹿市史』第二巻、三六〇頁。
- (25) 高宮九六「慶応三年卯年免相之事」。
- (26) このような事例は、神戸藩独自のものではなく、他藩でも見られる。
- (27) 註（17）。
- (28) 「大庄屋組と村々」（『亀山市史』通史編近世、二〇一一年）。
- (29) 高宮二八「享和二年戌年免相之事」。
- (30) 「天保七年の飢饉と天候と物価」（『鈴鹿市史』第五巻 史料編二、一九八六年）。
- (31) 高宮六二「天保七年申年免相之事」。
- (32) 高宮村の引高に影響した明和八（一七七一）年、安永二（一七七三年）、天明六（一七八六）年、寛政三（一七九一）年、享和二（一八〇二）年、文化十三（一八一六）年、天保六（一八三五）年、慶応二（一八六六）年の災害について確認しておく。明和八年は、

七月に大雨が原因となり四日市町では三滝川が氾濫している（『四日市市史』第十七巻通史編近世一九九九年、五六六頁）。安永二年六月に二度の大雨により水害となったことが記されている（「安永二年絵図裏書」（八王子町自治会『ふるさと八王子今と昔』―歴史民俗文化遺産―、二〇〇八年）。天明六年は冷害となり、七年には全国的な飢饉となった（天明の大飢饉）。寛政三年九月は大風雨による災害で他藩でも年貢減免がなされた（「西村孝之助所蔵書類〔乍恐以書付奉申上候〕」（『四日市市史』第一巻 史料編自然、一九九〇年）。文化十三年は閏八月に暴風雨があり、それが引高増大につながった（「上野村庄屋の日記 別所教興 毎日記」（『河芸町史』史料編上巻 二〇〇〇年）。天保六年は旱魃による減免で、全国的にも大飢饉となった。いわゆる天保の大飢饉である。慶応二年は風雨災害によるものである。

- (33) 天保八（一八三七）年には、神戸藩領日永村で大雨が原因で家屋・街道並木の倒壊被害が出た（「洪水による被害の届」（『三重県史』資料編近世3（上）、二〇〇八年）。村では、天保八年八月十四日明け方に大雨が降り、一二軒の家と一〇軒の小屋が吹き倒れた。そのほかに東海道沿いの松並木が八本倒れ、通行不能となっていたために並木二本を切り払ったことを注進している。災害は風雨ばかりではない。文化四（一八〇七）年五月十九日には「苗取二候処苗取水一向ニ無御座候ニ付（中略）今暫苗取、水之義少々ニ而茂御下ケ被下候様八王寺迄参り候」（「日永村諸事記」文化四年五月十九日条『三重県史』資料編近世3（上））と、苗取に必要な水が確保できず、上流部にある八王寺（子）村へ水を流してもらうために出向いている。しかし、水が来ず田植えできない状況であった。その後、漸く雨が降り出し田植えもできたので、村人は大喜びしたことが記され

ている。

- (34) 「毛見時における村方への触」(『三重県史』資料編近世3(上)、二〇〇八年)。
- (35) 「日永村諸事記」文化四年九月日条(同右)。
- (36) 同右、文化四年十月一日条(同右)。
- (37) 同右、文化四年十月十八日条(同右)。
- (38) 同右、文化四年十一月十一日条(同右)。
- (39) 筆者は、近世中後期の桑名藩の年貢徴収の事例を分析し、そこで年貢徴収の一連の流れを初納↓検見↓免状下付↓免割とした。初納・検見の順は異なるが、免状(年貢割付状)の下付までに村からの年貢上納が始まっている点は共通し、上納は収穫後から開始され、年貢皆済期限までに行われる。そして、村内で免割が実施される(拙稿「桑名藩領村落社会と年貢村請制」(『桑名藩家臣団と藩領社会』清文堂出版、二〇二一年)。
- (40) 「畝引検見之事」(大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻 東京堂出版、一九九五年)。
- (41) 同右。
- (42) 神戸藩本多氏は延宝七(一六七九)年に膳所藩本多氏から本多忠恒が分家し、近江国高島、甲賀、河内国錦部三郡のうちから一万石を拝領して成立した。その子忠統の宝永二(一七〇五)年には、河内国の領地は三六八七石余で、西代に代官所を置き支配した。そして、享保十七(一七三二)年に神戸への転封となり、西代以外の河内国の領地はそのまま長野村に拠点を置き支配を行った。近江国分の領知高が神戸周辺で宛行われた。したがって、居城は神戸城となったが、西代を含む河内国の村落はそのままであった(『鈴鹿市史』第二巻)。なお、実際に西代に代官所(陣屋)を構えたのは正

徳元(一七一一)年である。

- (43) 河内長野市立図書館所蔵吉年祐一家文書の慶安四(一六五一)年から延宝五(一六七七)年までの各年長野村年貢割付状。
- (44) 西代藩が西代に陣屋を構えたのは二代藩主忠統時代の正徳元(一七一一)年であり、それまでの初代忠恒は分封後も膳所と江戸を拠点に村落支配を行っていた(『図説 河内長野市史』(河内長野市、二〇一〇年)。なおこれについては、河内長野市立図書館鎌田和栄氏のご教示による)。
- (45) 吉年祐一家文書の延宝七年から享保十六年までの各年長野村年貢割付状。
- (46) 同右、「享保十七年長野村子年免相之事」。
- (47) 同右、「享保十九年諸事留日記」。
- (48) 中村宏家文書「二(天保末年力)大庄屋手扣(抜粋)」(『河内長野市史』第七巻 史料編四、一九八〇年)。
- (49) 神戸藩と領知高がほぼ同じであった菰野藩の場合は、近世中期以降租率は固定化の傾向があり、その点から勘案すると定免法を実施していた可能性があることを提示した(拙稿「菰野藩の年貢徴租法の変遷について―前期から中期を中心に―」『M i e h i s t o r y』vol.10、三重歴史文化研究会、一九九九年)。菰野藩の場合は、慶長六(一六〇一)年に入部して以降、菰野周辺地域を領有していたことが、神戸藩とは異なる。
- また桑名藩や鳥羽藩でも、中期以降は検見取法を採用しながらも、租率は固定化の傾向があり、実質的に定免法採用と同様であったことを指摘した(拙稿「鳥羽藩における春免制と小検見―山田村の事例を中心に―」『三重県志摩郡磯部町 山田区有文書調査報告書』三重県生活部文化課、二〇〇一年)。さらに、近世前期の事例であ

るが、桑名藩では、正保三（一六四六）年に「当年者北伊勢近年稀成豊年ニ而候間、隣国並を以て相応に免合可被仰付速に納所可仕候」と、「免合」を仰せ付けるにあたり、「隣国並の免合」を考慮することを指示している。これについて、深谷克己氏は、年貢をめぐって個別領主と農民との間にふだんに対立が生起するという状況では、年貢の近・隣郷の率は生産条件の近似性があり、紛争の当面の解決基準となった可能性があるとし、朝尾直弘氏は、紛争の際に「近郷の取」「隣郷の取」が一定の慣行を基礎としており、領主と農民との領域規模での「相對」契約と称すべき性質を有したとしている（拙稿「近世前期の桑名藩農政」『桑名藩家臣団と藩領社会』清文堂出版、二〇二一年）。

いわゆる横並び意識が年貢徴収に働いているのであり、前述したように亀山領との本田租率がほぼ毎年類似していることなどもこのことの証左ではないだろうか。しかし、藩の様相が異なるために一概には言えないものの、近世の年貢徴収法が見取法から定免法へと転換する中で、あえて神戸藩が幕末維新期まで検見取法であったのかについては、今後も検討の余地はあると考える。

【付記】

この論考を作成するにあたり、史料所蔵者である鈴鹿市文化スポーツ部文化財課代田美里氏、河内長野市立図書館鎌田和栄氏には資料の閲覧等で大変お世話になった。ここに記して感謝したい。

（元三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班職員 藤谷 彰）